

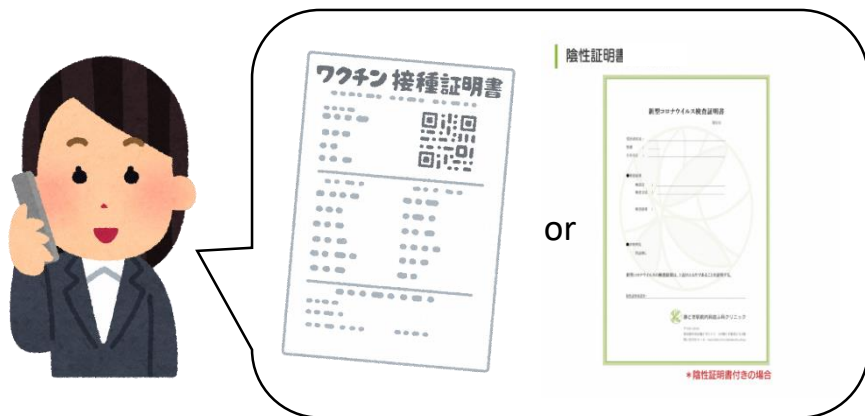
ワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン

重要：「地元で愉しもう！とやま観光キャンペーン」を利用する場合には「ワクチン・検査パッケージ」の提示が必ず必要になりました。

ワクチン・検査パッケージを適用するために必要なもの

- (1) ワクチン接種歴が分かる証明書の「原本」「画像」「写し」等。
 - ・富山県民：2回接種し、かつ、2回目接種より14日以上経過
 - ・他県民：3回接種
- (2) 抗原定性検査（検査日より1日以内）などによる陰性の検査結果通知書等の「原本」「画像」「写し」等。

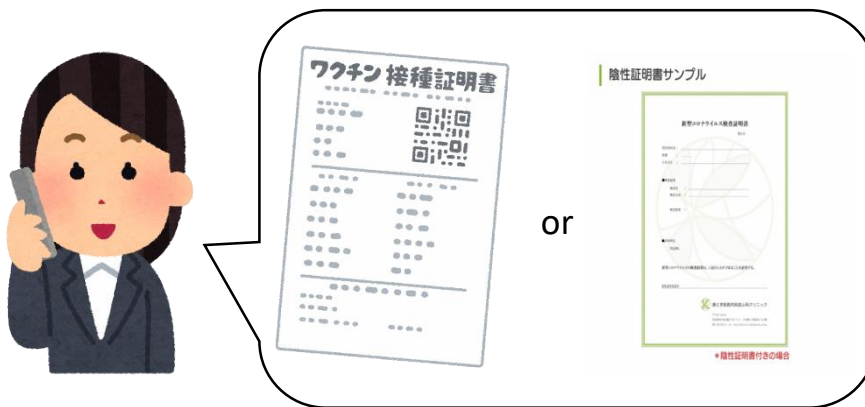
① 宿泊施設に直接予約をし宿泊(チェックイン) する時



【宿チェックイン時】

- 接種済証or陰性の検査結果通知書等の提示
- 本人確認書
※上記書類を提示する人が本人かどうか目視での確認あり

② 旅行会社で申し込み・予約・精算をし宿泊施設に宿泊(チェックイン) する時



【旅行会社で予約をする際】

- 接種済証or陰性の検査結果通知書等の提示
※上記書類が確認出来なかった（用意できなかった）場合は、旅行会社から宿泊施設へその旨を伝達。チェックイン当日に必ず提示が必要。
- 本人確認書
※上記書類を提示する人が本人かどうか目視での確認あり

【宿チェックイン時】

- 接種済証or陰性の検査結果通知書等の提示
- 本人確認書※上記書類を提示する人が本人かどうか目視での確認あり

● キャンペーン割引条件を満たさない場合

- ・検査結果が陽性の場合
- ・検査結果が判定不能の場合
- ・確認書を持参しなかった場合
- ・検査結果が間に合わなかった場合
- ・2回目ワクチン接種から14日を経過していない場合（富山県民）
- ・チェックイン当日にフロントにて提示出来ない場合

● 留意点

学校団体⇒ワクチン・検査パッケージを活用しない

こども⇒同居する親等の監護者が同伴する場合には、**12歳未満は検査不要。**

※まん延防止等重点措置区域に係る県をまたぐ移動にあたっては、6歳以上12歳未満は検査が必要。

③本人確認書類

本人確認に必要な書類は、氏名及び住所が確認できる書類とし、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書等と致します。

（小学生以下のお子様の場合は健康保険等被保険者証のみで可）

ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名及び住所が確認できる書類として提示可能です。

- ① 健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給等の証書等
- ② 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

▲ 本キャンペーン利用のため抗原定性検査等の受検を希望する場合、**①無症状で②原則、ワクチン3回目接種未了**の方は、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」における無料検査の対象となります。
※観光キャンペーンのために受検する場合は、令和4年4月1日から**原則抗原定性検査（検査日より1日以内の陰性結果通知書等が必要）**となります。
※検査の対象者や事業所など詳しくは[こちら](#)をご確認ください。